

一般廃棄物搬送業務（南部）仕様書

1. 業務番号

7－中央南業－第29号

2. 業務名

一般廃棄物搬送業務（南部）

3. 業務目的

本業務は、令和8年度より供用を開始する南部リレーセンターに搬入された一般廃棄物（可燃ごみ）を、安全かつ安定的に県央県南クリーンセンターへ搬送することを目的とする。

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 履行場所

①県央県南クリーンセンター 諫早市福田町1250番地

②南部リレーセンター 南島原市南有馬町戊1751番地7

※①②間における一般廃棄物搬送及び回送に係る業務

6. 委託に関する条件

- (1) 受注者が本業務で使用する業務用車両（以下「車両」という。）は、県央県南広域環境組合（以下「発注者」という。）が所有する20トン級アームロール車5台とする。
- (2) 受注者は車両の使用にあたっては、契約締結後に一般貨物自動車運送事業に係る事業計画変更認可、自動車検査証等の変更、任意保険の加入及びその他必要な手続きが完了した後でなければ、本業務に使用してはならない。
- (3) 車両は、受注者が責任をもって法定点検を受けるものとし、発注者に無断で改造し、又は不要な装備・部品等を取り付けてはならない。
- (4) 車両は、本業務以外での使用及び他者へ貸し出してはならない。ただし、車検等や架装部分の点検業務時等にあっては、その限りでない。
- (5) 南部リレーセンターに搬入された一般廃棄物は、原則としてその日のうちに搬送することとし、搬送できない場合は、一般廃棄物が積み込まれたコンテナを南部リレーセンター内の適切な場所で保管しなければならない。

- (6) 搬送経路については、発注者があらかじめ指定した経路を走行しなければならない。ただし、道路事情等により、やむを得ず経路を変更せざるを得ない場合は、発注者に報告し了解を得ること。なお、この場合の「道路事情等」とは工事、事故等による通行止め等の交通規制等を指し、日常的な渋滞や混雑は含まないものとする。
- (7) 本業務で発生した交通事故等の処理は、全て受注者の責任において行うものとし、発注者に対して損害を与えないこと。
- (8) 受注者は、車両の搬送経路において、道路の異常を発見したときは、速やかに発注者に報告すること。
- (9) 受注者は、可能な限り南部リレーセンターの近傍に車両の保管場所を確保するものとし、塩害等の被害を受けない場所を選定すること。

7. 関係法令の遵守

受注者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、その他関係法令を遵守すること。

8. 業務内容

- (1) 南部リレーセンターに搬入された一般廃棄物の県央県南クリーンセンターへの搬送及び回送
- (2) 南部リレーセンター内でのコンテナの移動・脱着
- (3) 発注者が定める運転日誌等の記録・報告
- (4) 車両の点検、整備、管理及び保管
- (5) 車両の清掃（発注者が指定した場所で行うこと。）
- (6) その他業務上必要な車両等の整備及び軽作業等は、発注者の指示により実施すること。

9. 業務日

業務日は、毎週月曜日から土曜日までの週6日間（令和9年1月1日から令和9年1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、業務上必要がある場合は、発注者が定める日曜日及び休日を業務日とする。

10. 業務時間

業務時間は、原則として月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日は午前8時30分から正午までとする。ただし、業務上必要がある場合は、この限りではない。

11. 人員の配置

受注者は、本業務を確実に遂行するために必要となる人員を配置すること。

12. 業務に関する留意事項

(1) 運行に関する事項

- ① 車両の運行にあたっては、道路交通法をはじめとした交通法規を遵守し、安全運転に努めること。なお、道路状況の悪い場所及び民家に接する場所を運行する際は、特に安全運転に努め、スピードの出し過ぎによる騒音や振動に配慮し、離合の際は譲り合うこと。また、一般廃棄物の飛散や悪臭、汚水の流出がないように注意すること。
- ② 乗務員は、車両に備え付けられた運転支援システムの設定値を厳守し、警報ブザーが鳴動することがないように安全運転に努めること。
- ③ アイドリングストップ等を心掛け、省エネ運転に努めること。
- ④ 車両は南部リレーセンター内の指定された場所で洗浄し、清潔に保つこと。
- ⑤ 休憩は、搬送物の性質上、県央県南クリーンセンター敷地内又は南部リレーセンター敷地内の以外の場所では取ってはならない。ただし、体調管理上、やむを得ない場合は、この限りではない。
- ⑥ 車両は、一般廃棄物の積み込まれたコンテナを積載したままの状態での保管を行ってはならない。

(2) 業務遂行に関する事項

- ① 受注者は、南部リレーセンターにおける業務責任者を1名指定し、発注者に報告すること。
- ② 受注者は、本業務に従事する者の名簿を提出すること。この場合において、車両の運行を行う者（以下「乗務員」という。）にあつては運転免許証の写しを、車両の整備を行う管理整備士にあつては自動車整備技能者手帳の写しを提出すること。
- ③ 業務責任者は、毎日の業務開始前に各乗務員と面談し、アルコールのチェックを行うとともに、車両の始業前点検を行い、体調及び車両等の確認を行うこと。
- ④ 南部リレーセンターの休憩室への入室に必要な鍵は2本貸与するものとし、通常使用する鍵については、業務責任者が管理するものとする。なお、残りの1本は、予備として受注者の事務所で保管すること。
- ⑤ 南部リレーセンターの休憩室については、業務責任者が防犯、防火等の管理を行うこと。
- ⑥ コンテナの積み降ろし及びダンプアップについては、緊急時等のやむを得ない場合を除き、県央県南クリーンセンター、南部リレーセンター及び車両保管場所以外の場所では行わないこと。

- ⑦ 業務を実施する時間は原則、午前8時30分から午後5時15分（土曜日は正午）までであるが、一般廃棄物の搬入量により業務時間を超過する場合があるため、受注者は労働関連法令に照らし、勤務時間や休憩・休息時間の設定等に留意すること。
- ⑧ 本業務に従事する乗務員の衣服は統一されたものを着用すること。
- ⑨ 万一事故が発生した場合は、第一に人命救護に努め、速やかに警察に連絡するなど適切な処置をとるとともに、速やかに発注者に報告すること。また、受注者は事故処理について責任と誠意をもって対処すること。
- ⑩ 受注者は、発注者が別に発注した「一般廃棄物搬送業務（東部、西部）」（以下「東西搬送業務」という。）において、業務の履行に支障を来たす不測の事象が生じた場合、発注者の指示に従い東西搬送業務に協力すること。

(3) 乗務員に関する事項

- ① 受注者は、各乗務員が毎日の業務終了後に記入した「運行日誌」を一週間分取りまとめて、翌週の水曜日までに発注者に提出すること。
- ② 運行日誌については、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第9条による「運行記録計による記録」の写しを添付すること。
- ③ 車両に装備している運転支援システムの記録紙については、業務終了後直ちに打ち出し、運行日誌に添付すること。
- ④ 本業務のため車両を乗り降りするときは、必要に応じてヘルメットを着用すること。
- ⑤ 休憩室については定期的に清掃を行うとともに、物品等の取扱いには十分に留意し、整理整頓に努めること。
- ⑥ 南部リレーセンター及び県央県南クリーンセンターの建物内、並びに車両内は禁煙とする。ただし、定められた場所での喫煙は許可する。
- ⑦ 車両及びその車内は定期的に清掃を行い、常に清潔に保ち、業務に必要なもの（飾り・貼りもの・置物等）は持ち込まないこと。
- ⑧ 安全運転ができない乗務員については、本業務から除外すること。
- ⑨ 乗務員は、本業務の公共性を十分認識したうえで運転を行うこと。
- ⑩ 乗務員は、日頃から体調管理に努め、業務に支障をきたさないように留意すること。
- ⑪ その他記載のない事項においては、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(4) 車両の整備に関する事項

- ① 車両の整備については、自動車整備士の資格を有する者を管理整備士に指定するとともに、日常の点検や運行中等で車両の異状・不具合を確認したときは、速やかに書面により発注者に報告すること。また、その対応については発注者の指示に従うとともに、適切な処置及び修理が行われるまでは当該車両は使用しないこと。
- ② 車両の点検・整備にあたっては、道路運送車両法第48条に基づく3か月毎の定期

点検整備を行うこと。また、当該車両備え付けのメンテナンスノート及び取扱説明書に沿って行うこと。

- ③ 車両の整備は、整備記録簿を作成し保管すること。また、修理や部品交換等の状況を記録し、3か月毎の定期点検整備後に発注者に報告すること。
- ④ 業務完了時における車両の引き渡しについては、原状復旧するものとし、オイル交換、消耗部品等については、過去最終交換日を明確に記録しておくこと。タイヤに関しては、同等の新品とする。なお、発注者の確認を受けること。
- ⑤ 車両の整備及び部品等の交換を行ったときは、車両ごとに整備記録簿に記載し、整備等の経過を明らかにしておくこと。
- ⑥ 車両に使用する燃料は、環境への影響を配慮し、硫黄分が10ppm以下の軽油に限定する。また同様にエンジンオイルについては、発注者が指定するエンジンオイルを使用することとし、走行距離が45,000kmを超え、かつ50,000kmを超えない範囲において交換すること。

(5) 報告に関する事項

報告書類については、次のとおりとし、遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- ① 日報「運行日誌」（運行記録計による記録の写し、運転支援システムの写し添付）
- ② 月報「乗務員勤務実績書」
- ③ 車検完了後、車検証の写し並びに整備記録簿の写し
- ④ 3か月点検完了後、記録簿の写し並びに整備記録簿の写し
- ⑤ その他、発注者が必要とする書類

13. 経費の負担

- (1) 車両におけるコンテナ積み降ろし装置（架装部分）の保守、点検及び正常な操作において発見又は発生した故障等の修繕等に係る費用については発注者の負担とする。ただし、受注者の過失、事故、故意により棄損等した場合の修繕等に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 天災等の不可抗力により発生した車両の損壊等の修繕等に係る費用は発注者の負担とする。ただし、受注者の過失、事故、故意により施設、車両又は物品等を棄損、紛失等した場合は、受注者の責任において原状復旧すること。
- (3) 本業務を行うために要する費用のうち次のものは受注者の負担とする。
 - ① 任意保険
 - ② 自動車検査証等の変更に要する費用
- (4) 搬送する一般廃棄物の量の変動や物価の急激な変動が生じ、本業務の委託料が著しく不適當となったときは、発注者及び受注者において協議のうえ委託料の変更ができるものとする。

14. その他留意事項

- (1) この仕様書は、本業務の基本的な事項について定めたものであり、この仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を直接履行するものとし、本業務の権利又は義務を、第三者に再委託又は譲渡してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の公共的使命の重要性を考慮し、人員の労働管理、健康管理、秩序の保持に万全を期すとともに、安全を保ち、火災、盗難等の発生を未然に防止するため十分な管理に努めること。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり事故が発生し、また発生する恐れがあるときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、休憩室の整理整頓に努めるとともに、車両の運行にあたっては、事故防止に万全を期さなければならない。
- (6) 受注者は、発注者所有の施設及び物品等の使用にあたっては、善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (7) 受注者は、契約満了時又は契約が解除されたときは、速やかに車両を発注者に返却するとともに、自動車検査証等の必要となる手続きが円滑に行えるよう協力しなければならない。
- (8) 受注者が本業務を誠実に履行する見込みがなくなった場合、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に違反する行為を確認した場合、発注者は委託契約を解除することができる。この場合において、受注者は損害・不利益を受けることがあってもその賠償を発注者に請求することはできない。
- (9) 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により委託契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対し当該損害の賠償を求めることができる。

15. 車両（20トン級アームロール車）等

車両台数	5台
最大積載量	9,900kg
コンテナ台数	8台
コンテナ重量	約3,100kg
コンテナ最大積載量	約6,800kg
車両燃費	約3.7km/ℓ

○搬送経路

南部リレーセンター ⇄ 県央県南クリーンセンター

○搬送距離

南部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまで 片道約71 km

